

# 育児休業等給付の内容と 支給申請手続

被保険者・事業主の皆さんへ

2025（令和7）年8月1日改訂版

雇用保険の被保険者の方が、子の出生後8週間の期間内に合計4週間分（28日）を限度として、**産後パパ育休（出生時育児休業・2回まで分割取得できます）**を取得した場合、一定の要件を満たすと**「出生時育児休業給付金」**の支給を受けることができます。⇒2頁～9頁

雇用保険の被保険者の方が、原則1歳未満の子を養育するために**育児休業（2回まで分割取得できます）**を取得した場合、一定の要件を満たすと**「育児休業給付金」**の支給を受けることができます。⇒10頁～31頁

2025（令和7）年4月1日より、「**出生時育児休業給付金**」または**「育児休業給付金」**の支給を受ける方が、一定の要件を満たすと**「出生後休業支援給付金」**の支給を受けることができます。



都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）